



栃木県公報

平成25年
1月18日(金)
第2446号

目次

告示

○解除予定保安林	17
○同	18
○保安林の解除	18
○指定施業要件変更予定保安林	18
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	20
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	20
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	20
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定	21
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定に係る変更	22
○地籍調査の成果の認証	22
○収去飼料検査結果の概要	23
○土地改良区定款変更の認可	25
○土地改良区の新規土地改良事業施行の認可	25
○道路の供用開始	25
○都市計画事業計画の変更認可	25
○同	26
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の指定	26
○建築基準法による道路の指定	27
○建築基準法による道路の位置指定	27
○建築基準法による道路の位置指定の変更	29

公告

○土地改良区役員の退就任	29
○公共測量の終了	30
○同	30
○開発行為の工事完了	31

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）	31
○入札公告	32

告示

栃木県告示第10号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 1月18日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 解除予定保安林の所在場所
塩谷郡塩谷町大字上寺島字寺島入1113（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市上粕尾字カノ久保1112-3、1112-4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

栃木県告示第11号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
那須烏山市宮原字落石川原188-4
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

栃木県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次の森林について、保安林の指定を解除する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
栃木市大久保町字和田下原135-1、136-1・145・150-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水害の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第13号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
佐野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

佐野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

栃木市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

栃木市（次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

栃木市（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

栃木市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

栃木市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
971300926	社会福祉法人上三川福祉 会 理事長 増渕 勝廣	那須友愛苑	那須塩原市西富山58 番地1	平成25年 1月1日	短期入所 生活介護
972301378	株式会社EKスタイル 代表取締役 江田 薫	株式会社EKスタイ ル介護事業部	下都賀郡岩舟町小野 寺3309番地	平成25年 1月1日	特定福祉 用具販売

栃木県告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称	指定居宅介護支援事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
970202404	ピジョン真中株式会社 代表取締役 橋本 渡進	ピジョン真中株式会 社居宅介護支援足利 事業所	足利市田中町65番地 2	平成25年 1月1日	居宅介護 支援
970301388	合同会社琴音 代表社員 相澤 智津子	居宅介護支援事業所 琴音	栃木市大平町川連 490番地4	平成25年 1月1日	居宅介護 支援
971400197	特定非営利活動法人さく らの会 理事長 枝 賢一郎	居宅介護支援事業所 よか・げんき	さくら市氏家3842番 地	平成25年 1月1日	居宅介護 支援
971400205	特定非営利活動法人にん べん 理事長 桑久保 キイ	指定居宅介護支援事 業所特定非営利活動 法人にんべん	さくら市喜連川4236 番地1	平成25年 1月1日	居宅介護 支援

栃木県告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したの

で、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
971300926	社会福祉法人上三川福祉 会 理事長 増渕 勝廣	那須友愛苑	那須塩原市西富山58 番地1	平成25年 1月1日	介護予防 短期入所 生活介護
972301378	株式会社EKスタイル 代表取締役 江田 薫	株式会社EKスタイ ル介護事業部	下都賀郡岩舟町小野 寺3309番地	平成25年 1月1日	特定介護 予防福祉 用具販売

(高齢対策課)

栃木県告示第17号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	指定 年月日	自立支援 医療の種類
ひまわり薬局	佐野市相生町27-1	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療
くじら薬局	宇都宮市松原2-7-25	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療
うずま調剤薬局	栃木市湊町12-6	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療
レインボー調剤薬 局	足利市千歳町66-2	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療
しらゆり調剤薬局	足利市葉鹿町1-10-3	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療
さとやば調剤薬局	足利市里矢場町1988-6	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療
せのお調剤薬局	日光市瀬尾498-3	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療
あじさい調剤薬局	栃木市片柳町4-1073-3	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療
朝日町調剤薬局	佐野市朝日町795 第一天海ホームビル418	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療
佐野調剤薬局	佐野市亀井町2607-1	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療

おりひめ薬局	足利市五十部町284-13	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療
かもめ薬局	佐野市植下町2470-1	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療
こぼと薬局	足利市八幡町1-7-2	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療
アイ・シー薬局	足利市大前町1277-3	株式会社ファーコス 代表取締役 島田 光明	平成25年 1月1日	精神通院医療
ペパーミント薬局	宇都宮市氷室町1691-3	エムシー関東株式会社 代表取締役 植竹 一雅	平成25年 1月1日	精神通院医療
株式会社エフアンドエフ きりん薬局	真岡市高勢町3-205-2	株式会社エフアンドエフ 代表取締役 藤川 欣洋	平成25年 1月1日	精神通院医療
ファーマシー中山 那須店	大田原市中田原868-10	ファーマシー中山株式会社 代表取締役 中山 克憲	平成25年 1月1日	精神通院医療

栃木県告示第18号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	変更年月日	自立支援医療の種類
とちぎ訪問看護ステーション	宇都宮市下砥上町字並塚 643-1 (宇都宮市吉野2-8-15)	公益社団法人栃木県看護協会 会長 河野 順子	平成24年 12月10日	精神通院医療

※表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第19号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
那珂川町	那珂川町和見の一部	那珂川町和見の一部（和見Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成25年1月7日
さくら市	さくら市喜連川の一部	さくら市喜連川の一部（喜連川ⅩⅩⅡ地区）の地籍図及び地籍簿	平成25年1月7日
	さくら市喜連川の一部	さくら市喜連川の一部（喜連川ⅩⅩⅢ地区）の地籍図及び地籍簿	平成25年1月7日

那須烏山市	那須烏山市曲畑の一部	那須烏山市曲畑の一部（曲畑Ⅵ地区）の 地籍図及び地籍簿	平成25年1月7日
-------	------------	--------------------------------	-----------

(農村振興課)

栃木県告示第20号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成24年10月から同年12月までの間に検査した収去飼料の分析検査の概要を次のとおり公表する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	取 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入) 年 月	試 験			結 果			概 要					
				粗たん 白 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性 塩基性 窒素 (%)	水溶性 窒素 (%)	ペプシン 消化率 (%)	T D N (%)	M E (kcal/ kg)	その他 の検査 水分 (%)
宇都宮市 全国酪農業協同組合連合会 栃木TMR供給センター	同左	栃酪ラクトミックス	H24.10	15.6	3.5	8.1	5.2	0.66	0.49					11.7	

注) 1 試験結果の概要の欄中には個別検査項目別に分析結果を示す。

2 違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足の量(絶対量)を示し、原材料について違反があった場合、その内容を記載する。

(畜産振興課)

栃木県告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
清原南部土地改良区	平成24年12月25日
上河内土地改良区	平成25年1月9日

栃木県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の新規土地改良事業の施行を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	認 可 年 月 日
栃木市東部土地改良区	栃木市東部地区土地改良（維持管理）事業	平成24年12月26日

（農地整備課）

栃木県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成25年1月18日から同年2月18日まで一般の縦覧に供する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道120号	日光市中宮祠2479-1から 日光市中宮祠2479-1まで	平成25年1月18日
	一般国道294号	芳賀郡茂木町大字茂木1820-1から 芳賀郡茂木町大字茂木1867-2まで	平成25年1月18日
70	主要地方道 宇都宮今市線	宇都宮市一の沢1丁目515-1から 宇都宮市一の沢2丁目363-6まで	平成25年1月18日
178	一般県道 稲沢高久線	那須郡那須町大字沼野井1354から 那須郡那須町大字沼野井1358-3まで	平成25年1月18日
333	一般県道 芳賀茂木線	芳賀郡茂木町大字千本402-2から 芳賀郡茂木町大字町田1326-2まで	平成25年1月18日

（道路保全課）

栃木県告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和57年栃木県告示第1015号宇都宮都市計画下水道事業下野市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
下野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画下水道事業下野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和57年11月5日～平成30年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和45年栃木県告示第746号、昭和48年栃木県告示第385号、昭和49年栃木県告示第643号、昭和52年栃木県告示第206号、昭和56年栃木県告示第1128号、昭和57年栃木県告示第671号、昭和57年栃木県告示第1015号、平成元年栃木県告示第268号、平成8年栃木県告示第204号、平成10年栃木県告示第194号、平成13年栃木県告示第44号、平成15年栃木県告示第451号及び平成19年栃木県告示第702号の事業地に大字下石橋字東路、字花林、大字中大領字東原及び大字下大領字東林を加える。
 - (2) 使用の部分
なし

栃木県告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和58年栃木県告示第941号小山栃木都市計画下水道事業下野市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により告示する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
下野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画下水道事業下野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和58年11月4日～平成30年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
なし

(都市整備課)

栃木県告示第26号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり公示する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社都市居住評価センター
東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
- 3 指定をした日
平成24年12月26日

4 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成25年1月4日

栃木県告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指定年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第4号の規定による道路	真岡市上大沼字南原128-2、-6、135-1、-2、-4の各一部	幅員6.00m 延長56.00m	平成24年 11月29日	真 岡 土木事務所
	真岡市上大沼字南原135-1、-4、136-2、-3、-4、139-1の各一部	幅員6.00m 延長41.00m	平成24年 11月29日	真 岡 土木事務所

栃木県告示第28号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指定年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	真岡市荒町2-21-27、21-3の一部、21-28の一部	幅員4.30m 延長16.04m	平成23年 12月14日	真 岡 土木事務所
	大田原市中田原字明宿北1282-2、-2地先の一部、1287-4、字天神郭外1284-2、1286-2	幅員6.16m 6.04m 6.00m 4.17m 延長83.35m	平成23年 12月20日	大 田 原 土木事務所
	那須郡那須町大字高久丙字北原1798-320、-321、-324、-325、-353、-354の各一部	幅員4.57m 延長31.40m	平成24年 1月10日	大 田 原 土木事務所
	さくら市氏家字大野3495-26の一部	幅員6.04m 6.05m 延長59.09m	平成24年 1月11日	矢 板 土木事務所
	下都賀郡壬生町若草町624-65、-114、-115の各一部	幅員4.00m 4.15m 延長28.16m	平成24年 1月13日	栃 木 土木事務所
	大田原市紫塚3-2609-9、-95の各一部、-94	幅員6.50m 6.00m 延長108.794m	平成24年 1月16日	大 田 原 土木事務所

さくら市氏家字大野3495-19	幅員6.00m 延長69.72m	平成24年 1月18日	矢 板 土木事務所
大田原市中田原字上深田東2004-2の一部、2012-1、2004-2地先	幅員6.02m 6.08m 延長56.45m	平成24年 2月22日	大 田 原 土木事務所
那須郡那須町大字高久丙字根堀場1579-207、-208、-211、-212の各一部	幅員4.57m 延長23.01m	平成24年 2月29日	大 田 原 土木事務所
那須郡那珂川町馬頭字古道2465-7	幅員4.03m 延長20.64m	平成24年 3月22日	宇 都 宮 土木事務所
那須郡那須町大字高久乙字北原3382-2、-3、-4、3384-2、3852-4の各一部	幅員4.00m 4.03m 延長91.35m	平成24年 4月13日	大 田 原 土木事務所
那須郡那須町大字高久丙字北原1798-387、-390、-391、-392、-393、-394、-395の各一部	幅員4.57m 延長53.62m	平成24年 4月26日	大 田 原 土木事務所
真岡市下鷺谷内野121-1の一部	幅員4.30m 延長25.89m	平成24年 5月10日	真 岡 土木事務所
那須郡那須町大字高久丙字湯道西1389-29、-39、-351の各一部	幅員6.00m 延長49.89m	平成24年 5月23日	大 田 原 土木事務所
下野市小金井3-16-11、-12の各一部	幅員5.00m 延長21.26m	平成24年 5月25日	栃 木 土木事務所
矢板市片岡字大谷津2095-15	幅員4.00m 6.00m 延長54.12m	平成24年 6月13日	大 田 原 土木事務所
さくら市大中字東河原160-13	幅員4.07m 延長14.09m	平成24年 6月15日	大 田 原 土木事務所
那須郡那須町大字高久丙字北原1798-355、-357、-358、-379、-380、-381、-384、-455の各一部	幅員4.57m 延長86.47m	平成24年 6月29日	大 田 原 土木事務所
矢板市木幡字八ヶ城1550-1の一部	幅員6.00m 延長87.80m	平成24年 7月11日	大 田 原 土木事務所
さくら市氏家字大野3450-200の一部	幅員4.00m 6.00m 延長56.12m 4.80m	平成24年 8月3日	大 田 原 土木事務所
真岡市熊倉町字蓼沼原4、870-3の一部	幅員5.00m 延長34.90m	平成24年 8月9日	真 岡 土木事務所
真岡市熊倉町字蓼沼4、884-4の一部	幅員6.00m 6.20m 延長47.47m	平成24年 8月9日	真 岡 土木事務所
那須郡那須町大字高久乙字道上593-187、-188、-189、-190、-191、-192、-193、-194、-195、-196、-197、-198、-199、-200、-201、-319、-411の各一部	幅員4.59m 4.67m 延長97.25m	平成24年 8月9日	大 田 原 土木事務所

芳賀郡益子町大字塙字西谷3082-14の一部、3082-14地先の一部	幅員5.00m 6.21m 延長25.43m	平成24年 9月25日	真 岡 土木事務所
那須郡那須町大字高久丙字北原1798-378、-357、-382、-383、-380、-397、-398、-399、-457、-573の各一部	幅員4.57m 延長87.15m	平成24年 9月28日	大 田 原 土木事務所
那須郡那須町大字高久甲字西山6088-18、-21、-22、-23	幅員5.76m 延長23.68m	平成24年 10月4日	大 田 原 土木事務所
真岡市荒町奉行松1190-5の一部	幅員4.00m 延長34.93m	平成24年 10月26日	真 岡 土木事務所
下都賀郡壬生町おもちゃのまち1-3278-443の一部	幅員6.00m 延長31.21m	平成24年 11月5日	栃 木 土木事務所
塩谷郡高根沢町大字平田字東久保1919-5、-10の一部、1953-10の一部、-11	幅員4.00m 6.00m 延長53.94m	平成24年 11月8日	宇 都 宮 土木事務所
那須郡那須町大字高久丙字北原1798-358、-359、-360、-372、-376、-456、-462の各一部	幅員4.57m 延長49.29m	平成24年 11月29日	大 田 原 土木事務所
下都賀郡岩舟町大字下津原字東新田155-5、155-76の各一部、同所155-76地先認定外道路	幅員4.00m 4.59m 延長22.00m	平成24年 12月18日	栃 木 土木事務所

栃木県告示第29号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

道 路 の 種 類	変 更 後 の 道 路 の 位 置	道 路 の 延 長 及 び 幅 員	変 更 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第5号の規定による道路	大田原市城山1-140-8、-10各一部	幅員6.00m 延長61.08m	平成23年 12月6日	大 田 原 土木事務所

(建築課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
----------------	-----	----------------	----------------	-----	--------------	--------------

大平西部 土地改良区	理 事	羽金 政光		栃木市大平町富田2737	24.3.11	
	〃	桜井 保		〃 〃 1885	24.10.28	
	〃	小島 保利		〃 〃 377-8	24.12.24	
	〃	神田 章男		〃 大平町下皆川730	〃	
	〃	大塚 實	大塚 實	〃 〃 255	〃	24.12.25
	〃	松本 武	松本 武	〃 大平町富田1679	〃	〃
	〃	萩原 文二	萩原 文二	〃 〃 278-6	〃	〃
	〃		大竹 利夫	〃 〃 396-16		〃
	〃		羽金 栄吉	〃 〃 2641-1		〃
	〃		野原 耕作	〃 〃 1960		〃
	〃		猪俣 忠男	〃 大平町下皆川1002-3		〃
	監 事	松島 岩雄		〃 大平町富田1589	24.12.24	
	〃	和久井正巳		〃 〃 2970	〃	
	〃	富田 昌軌		〃 大平町下皆川718	〃	
	〃		和久井義夫	〃 大平町富田1620		24.12.25
	〃		桜井仲次郎	〃 〃 2094-4		〃
〃		富田 晃司	〃 大平町下皆川770		〃	

(農地整備課)

○公共測量の終了

平成24年7月17日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、下野市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点等の座標補正及び検証測量業務）
- 2 作業地域
下野市
- 3 作業期間
平成24年5月31日から同年8月31日まで

○公共測量の終了

平成24年7月10日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、壬生町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点等の座標補正及び検証測量業務）
- 2 作業地域

壬生町

3 作業期間

平成24年6月21日から同年8月31日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年1月18日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
芳賀郡芳賀町大字西水沼字舟戸台2241番1、 2241番13、2241番14、2253番3	真岡市久下田西一丁目1番地	社会福祉法人上野福祉会

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年1月18日

栃木県水産試験場長 加賀 豊 仁

1 入札に付する事項

- 購入等件名及び数量 栃木県水産試験場・なかがわ水遊園及び栃木県水産試験場片府田試験池で使用する電力
予定使用電力量
栃木県水産試験場・なかがわ水遊園 3,062,000kWh
栃木県水産試験場片府田試験池 464,000kWh
- 購入物品の特質等 入札説明書による。
- 納入期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 納入場所 栃木県水産試験場・なかがわ水遊園及び栃木県水産試験場片府田試験池（詳細は、入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- 平成25年3月5日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業を営むことについて届出をした者であること。
- 特定規模電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般電気事業者が定める接続供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

3 入札の手続等

- 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒324-0404 栃木県大田原市佐良土2599 栃木県水産試験場総務課

電話0287-98-2888

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成25年1月21日から同年3月1日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成25年3月5日（火）午後2時 栃木県水産試験場会議室
ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月4日（月）午後5時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。
- イ 開札の日時及び場所 平成25年3月5日（火）午後2時 栃木県水産試験場会議室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(3)の入札書の受領期限までに、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) その他
- ア 平成25年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
- イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electric power for the Tochigi Fisheries Experimental Station & Nakagawa Aquatic Park
Estimated amount of electric power to be used 3,062,000kWh
Electric power for the Experimental pond in Katafuta, Ohtawara, Tochigi
Estimated amount of electric power to be used 464,000kWh
- (2) Time and Date of Bidding:
2:00p.m., March 5, 2013
- (3) Information is available at:
General Affairs Division
Tochigi Fisheries Experimental Station
2599 Sarado, Ohtawara City, Tochigi Prefecture
324-0404
TEL 0287-98-2888

(生産振興課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年1月18日

とちぎりハビリテーションセンター所長 川田 英樹

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 とちぎりハビリテーションセンターグループウエア用機器一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 借入場所 とちぎりハビリテーションセンター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、情報関連サービス又はリース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成25年2月20日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 過去5年間のうちに、国又は地方公共団体に、ノートブック型パーソナルコンピュータ及びモノクロレーザープリンタの納入実績及びリース実績のある者であること。
- (5) 借入物品に係る迅速な保守体制が整備されている者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1
とちぎりハビリテーションセンター管理部総務企画課 電話028-623-6101
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年2月20日午前10時 とちぎりハビリテーションセンター3階大会議室
- (3) その他 入札説明書は、平成25年1月18日から同年2月18日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
ア 入札の変更等 平成25年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
イ その他 詳細は、入札説明書による。

(障害福祉課)